

日本労働年鑑 1951年版(第23集)  
The Labour Year Book of Japan 1951

第一部 労働者状態

第三編 労働者農民の組織状況

第一章 労働者の組織状況

第三節 関係法規別分布状況

第三節 関係法規別分布状況

四八年七月のポツダム政令によつて、公務員は争議行為を禁止され、団体交渉権の喪失をみたが、更に、その後改正国家公務員法、公共企業体労働関係法が施行された。夫々の関係法規に基く、四九年六月末の組合の分布状況をみると、労働組合法の適用組合は二八、一九五(総組合数の八一・三%)組合員五、二二九、七〇一人(総員数の七八・六%)であつて、この中には、国家公務員の特別職としての進駐軍労務者、二一七組合八八、八六三人、地方自治体職員の組合四、六一四組合、九三二、三六七人及び私企業労組二三、三六四組合、四、二〇八、四七一人が含まれている。

国家公務員法の適用組合は、四、九四〇組合(一四・二%)組合員八一六、五八三人(一二・三%)であり、公共企業体労働関係法の適用を受ける組合は、一、五五三組合(四・五%)組合員数は六〇九、一九九人(九・一%)となつている。

以上は、次の図表グラフ11に示される。

官公職員の組合の詳細な内訳は第59表のとおりである。

日本労働年鑑 第23集/1951年版

発行 1951年1月1日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 時事通信社

2000年2月15日公開開始

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1951年版(第23集)【目次】 次のページ → ■  
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)